

限度額適用認定申請(入院費用)と標準負担額減額認定申請(食事代)

○70歳未満の方

所得区分	総所得金額等	自己負担限度額 3回目まで	4回目以降	食事代 (1食あたり)
上位所得者	ア 901万円超(※)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円
	イ 600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
一般(上位所得者以外の住民税課税世帯)	ウ 210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
	エ 210万円以下	57,600円	44,400円	
世帯主及び全ての国保被保険者が 住民税非課税の世帯 オ		35,400円	24,600円	210円
		長期入院該当 (過去1年間に90日以上入院)の場合		160円

※指定難病及び小児慢性特定疾病
児童等の食事代については1食
あたり460円の該当世帯は1食
あたり260円となります。

※「オ」の方は長期入院該当(過去
1年間に90日以上入院)の場合
再度申請していただきますと、
翌月から1食あたりの食事代が
160円になります。

(※) 所得の申告がない場合は、所得区分アとみなされます。

* 外来分は、同一世帯内で同じ月内に①医療機関ごと②医科・歯科別ごと③入院・外来別ごとに一部負担金を21,000円以上支払ったものが複数あるときは、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。(70歳以上の方の分は、金額にかかわらずすべて合算できます)。

○70歳以上の方

所得区分		外来の自己負担限度額(個人単位)	外来+入院の自己負担限度額(世帯単位)	食事代 (1食あたり)	備 考
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		460円	過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%			過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%			過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額44,400円
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円		過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額44,400円
低所得者 (市町村 民税非課 税世帯)	Ⅱ	8,000円	24,600円	210円	長期入院該当(過去1年間に90日以上入院)の場合、再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が160円になります。
	Ⅰ		15,000円	100円	

* 低Ⅰは公的年金控除額を80万円にしても総所得が0円の人(年金は65歳以上の人の税の控除額は一般に120万円)